

第百二十八回国会 環境委員會議録 第一号

平成五年十月二十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 奥田 幹生君

理事 福永 信彦君

理事 岡崎トミ子君

理事 大野由利子君

理事 野田 聖子君

理事 林 幹雄君

理事 持永 和見君

理事 金田 誠一君

理事 前田 武志君

理事 田端 正広君

理事 宇佐美 登君

理事 北橋 健治君

出席國務大臣

國務大臣 廣中和歌子君

(環境庁長官)

出席政府委員

環境庁長官官房長 大西 幸夫君

環境庁企画調整局長 森 仁美君

環境庁自然保護局長 奥村 明雄君

委員外の出席者

議員 園田 博之君

議員 渡瀬 憲明君

衆議院法制局第五部長 福田 孝雄君

環境委員会調査室長 西川 義昌君

委員の異動

十月二十二日 辞任 高見 裕一君

補欠選任 榎床 伸二君

第一類第十六号

環境委員會議録第二号 平成五年十月二十二日

同日

許任 榎床 伸二君

補欠選任 高見 裕一君

本日の會議に付した案件

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案(園田博之君外七名提出、

衆議院第二号)

環境基本法案(内閣提出第五号)

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律案(内閣提出第六号)

○奥田委員長 これより會議を開きます。

園田博之君外七名提出、水俣病の認定業務の促

進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を

議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、これを許しま

す。岩佐恵美君。

○岩佐委員 まず提案者にお伺いをさせていただきます。

この法律が本当に被害者の救済、業務認定の促

進になっているのかどうかということですが、

例えば、臨時措置法施行後から平成四年末まで

の認定申請者件数は三百十三件、処分件数が百四

十件、そのうち認定はたったの三十三件、棄却が

百七件、未処分百七十三件というありさまになっ

ています。また、最近の平成二年十月の改正後、

去年の末までの状況はどうかといいますと、申請

で百三十五件、処分数で十四件、うち認定はゼロ

となつています。これでは全く被害者の救済に

なっていないという現状だと思います。その点、

いかがでしょうか。

○園田議員 この臨時措置法は、先日提案の趣旨

説明を申し上げたときに御説明申し上げておりま

すが、もとも認定業務、関係県でやっております

したが、申請者の便宜を図るためにも、あるいは

認定を全体的に促進するためにも、臨時措置法を

つくって国においても認定業務をやっていただき

たい。むしろ、私も選出されております熊本

県からの強い要望で昭和五十三年につくつてい

だいた法律であります。

もちろん、この数字を見て満足と言えるほどの

ものかどうかはわかりませんが、正直に申し上げ

まして、一定期間この臨時措置法によって申請す

ることを拒否するといえますか、そういう運動が

あった時期もありました。今はそうではないん

ですが、一つは、やはり時間が相当たつていてとい

うこともありましようし、一つの年度に相当膨大

な人たちが申請するということはありませんが、

数字を見ておきますと、今まで何回かこの法律を

延ばしてきた経過の中で、私は、むしろ最近の三

カ年はかなり多くの人たちが申請していただい

うなっているんじゃないでしょうか。むしろ、今こ

の法律をやめてしまふことは、せっかくそれなり

に順調に進んできた認定業務が私は阻害されるこ

とになるんじゃないでしょうか。それなりに、数の上

で不足はございますが、依然として、しかも今

回は枠を拡大しておりますし、またこの法律を延

ばかろうかということによって申請者がふえるん

ではなからうかというふうに考えております。

○岩佐委員 申請者数が少ないという問題につ

いては、今数字を申し上げましたように、臨時措置

法施行後から平成四年まで三百十三件あって、問

題は、処分件数が少ない上に認定が非常に少ない

というところが問題なんですね。処分件数百四十

件、そのうち認定はたったの三十三件だ。またこ

の改正後も、申請で百三十五件あるわけです。そ

して処分数が十四件、認定はゼロ、そこが一番の

大きな問題ではないですかということでは何って

るわけです。

裁判の方ですけれども、裁判の結果は、新潟水

俣第一次訴訟、昭和四十六年九月、五十六名中容

認したのは五十五名で、一名棄却でした。それか

ら熊本水俣病一次訴訟、昭和四十八年三月、四十

五名中四十五名が容認されています。それから、

その他の裁判がずっとこういう形で続いて、合計

延べ四百六十三名中四百六十六名が容認されて

いる。棄却されているのはたったの四十七名です。

ですから、被害者から見れば、この法律は救済

には役に立たないんじゃないか。だから裁判に

よって救済してもらいたい、こういう結果にな

っているんだというふうに思います。この点につ

いて環境庁にお伺いしたいと思います。

○森政府委員 ただいまお話がございました、裁

判の上での認められた数とそれから行政的な判定

との比較でございますが、これは必ずしも正確で

はないのではないかと。

といいますのは、裁判も原告全員についてそれ

が判断をされているわけではなくて、その結果を

した部分、それについての判決ではなからうかと

思います。そうなりますと、その段階ではいろいろ

の判断のしやすさ、しにくさ、それらがしんしゃ

くをされて出ておりますので、その容認率と申し

ましようか、裁判上認められたものの率と、それ

から臨時措置法によって認定をしておりますその

率、これを直接に比較することは大変難しいな

と思っております。

ただ、臨時措置法自身の持つ役割といえますの

は、現在持っております公害健康被害補償法、こ

れによる認定を進めていくというのがまず大事な

ことでございます。そのために、国、県、一体と

なってその仕事を進めようということでありまし

て、県の仕事だけでも大変でございますが、それ

を国と一緒にあって、国の方でも分担していこうという仕組みでやっておきますので、私どもは、たまたまお話しのような認定率の問題は、それなりにいろいろ評価があるかと思えます。けれども、この臨時措置法が持つ役割、これは大変大事な役割であろうと考えているところでございます。

○岩佐委員 臨時措置法が持つ役割が大事である、これはだれの立場に立って大事かということが一番大きな問題だと思えます。被害者の皆さんは、本当にその被害を救済してもらえ、そういう立場に立ってこの法律が動いているかどうか、そのことが一番大きな問題なのではないでしょうか。裁判で大多数の被害者を容認している、臨時措置法では認定の率が低い、これは環境庁の被害者に対する判断基準に問題がある、だからこうなるのではないかとどうも考えます。

例え、八七年三月の熊本地裁水俣病第三次訴訟第一陣判決で「水俣病か否かの判断には、被告らが主張する昭和五十二年七月一日付環境庁企画調整局環境保健部長通知のような各種症候の組合せを必要とする見解は狭きに失するもの」という判断をしています。いわば環境庁の水俣病判断条件が狭きに失するという指摘をしているわけですね。

司法の一定の判断が既にこういうふうに出ているわけですから、七八年の事務次官通知は見直して、思い切って苦しんでいる患者さんを救済する、そういう立場に立つべきなのではないでしょうか。

○森政府委員 たいまお話しした熊本地裁の判断された内容は、私どもも承知をいたしております。その後昭和六十年に、今お話しのようなことも背景にいたしまして、水俣病の判断条件に關し、専門委員会を開いたしまして、医学界の方々に再度いろいろ検討をいただきました。その結果も、これまでやっております判断基準、判断条件、これは妥当であるという御判断を賜ったわけでございます。

さらに、和解という論議が出ました後に、中央公害対策審議会に健康被害を訴えられた方が多いという特性からかかみ、何らかの対策をとれないかという事を諮問した際の答申でも、この六十一年に開催された条件に関する見直しの専門委員会、この結果も踏まえて、昭和五十二年からやっております判断条件に変更が必要なものから新しい医学的知見は示されないという結論でございまして、私どもも、そういう専門家の話を総合いたしまして、現在やっておる水俣病の判断基準、判断条件は適切なものであるかと考えて運用をしております。

○岩佐委員 中公審の判断については、ちよつと後でも議論をさせていたただきたいと思えます。私どもは、私たちが今までの判断がよかつたというところで中公審が考えているというふうには理解をしておりますので、その点で議論をしたいと思えます。

長官にお伺いしたいのですけれども、これは平成二年六月、九〇年六月の参議院環境特別委員会死後認定の問題を取り上げておられます。そのまま読ませていただきますけれども、この中で、「認定そのものがいわゆる診断そのものが疑問である」と考えてよろしいんじゃないか、「さらに大きく幅を持って認定していかなければならぬ」とは、私どもも、そんなふうには考えておられないかと、率直に指摘をしておりました。

私は、この長官の議事録を改めて読ませていただいて、こういうふうにお考えをいただいていたんだなと思つたのですが、この点について長官の御見解は今も変わらないのではないかと、どうも思っています。いかがでございますでしょうか。

○広中国務大臣 そのとき私は質問者の立場でございまして、死後、つまり患者さんというのでございまして、が亡くなった後、いわゆる水俣病患者として認定されるという事実は承知していただいております。それに対する答弁というのは環境庁の担当の者がたしか加えてくださったと思っておりますけれども、私はそうした疑問を呈したことは事実でございます。

○岩佐委員 長官に急に伺つたものですから、なかなか御理解をいただけなかつたのかなというふうに思いますが、次に進ませていただきます。臨時措置法が施行されてから一体どれだけの人が亡くなつておられるのかという事です、平成四年度末の未処分者の二千九百九十一人中三百三十九人が亡くなつておられます。割合以上の方が亡くなつておられます。裁判の方も、原告は二千三百人いらつていますが、既に二百二十人余りが亡くなられておられます。第三次訴訟の原告団五百七十三人、うち患者さん三百七十八人ですが、その中で亡くなられた方は百六十五人に達してございます。八七年三月三十日の判決後、六十人近くも死亡しているわけですね。

広中長官は、この水俣病の早期和解による解決、そういう問題につきまして、もうしばらく慎重に考えさせていたただきたい、こういう御回答が何回か寄せられているわけですが、今までも待ちに待って、そして判決をもう待たないで亡くなつた方も本当にこれだけの数いるわけですね。それから、次の高裁の判決あるいは最高裁の判決ということになりまして、これから何年かかるか、それこそ三年も四年もかかるということになってしまふと思つておられます。本当にこれ以上待たない、そういうのが患者さんの率直な希望なんです。その点について長官の御意見をお伺いしたいと思います。

○広中国務大臣 申し上げるまでもなく、水俣病問題は環境行政の重要な課題でございまして、早期解決に向けて最大限の努力をしております。ところでございまして、歴代の長官も所要の対策を進めてきたものであり、私としても、水俣病問題の早期解決を図るために、今後とも認定業務の促進、水俣病総合対策事業の実施など、行政施策の推進は一生懸命やっております。

和解についてでございますけれども、私自身も、以前は確かにそのような方法で解決できればいい、あるいは死後認定の問題なども問題提起し

たことがございます。そうしたことは事実でございますが、しかしこの問題は、水俣病訴訟の争点である、そういうことから、行政をあずかる立場からは和解勧告にはすぐに応じることは困難である、そういう状況なのでございます。御理解をいただきたいと思います。

○岩佐委員 私は一人の患者さんの悲痛な訴えを改めて長官に聞いていたただきたいと思つて、この方は二人の息子さんを水俣病で亡くして、一人娘は水俣病京都訴訟の原告で、みずから原告として訴訟に参加をしておられる柳迫ハツエさんです。恐らく長官はこの御本人から手紙を受け取られて、そして長官御自身がこの柳迫さんに御返事を書かれたというふうに向つておられます。

私がきょうこの柳迫さんの訴えをここで申し上げる気になつたのは、実は柳迫さんの次男の方がことしの二月に亡くなられました。私はこの次男がございまして、非常に広い会場で彼が直接訴えていたのです。ちよつとどういふコップを一人で持ちまして、それを持っていて、手が震えて、水がどんどんこぼれていく、そしてなかなか口を持っていかず、飲むことができない。でも、そういう症状だけでも、彼はとてもちよつと気がある元気な若者でした。そういう若者の姿が胸裏に焼きついておりました。それから、そのお母さんの訴えをちよつと聞いていたただきたいと思つて、

私は、原告の柳迫ハツエと申します。今年七十歳になります。私は大牟田市に生まれ、父親の実家にあつた津奈木町に移り住みました。そして、縁があつて、昭和二十三年に結婚しました。私は三人の子供がいました。結婚、子育てと充実しているはずの二十代は、障害のある子を抱え、その子を亡くし、夫を亡くし大変な事になりました。子供は近所の叔母に預け、なりふり構わず働きました。次男は、昭和六十二年の熊本地裁判決で胎児性水俣病と認定

されました。判決で水俣病と認められたこと
で、この子が生きて行く上での不安が少しも
なくなるという思いと、自分が産んだというこ
との間で私の心は大きく揺れました。この子が
「なんで俺は産んだつや、生まれてこんだった
らこぎゃんキツカ思いはせんでよかつた」と
と言ったことがあったからです。この子も今年
二月に亡くなりました。私が、夫や子供たちに
魚を食べさせたのがいけなかったのではないか
と、どうしても心に引っ掛かります。母親とし
て何ともつらい気持ちです。私自身の具合もよ
くありません。しかし、だからこそ精一杯が
ばっていかなくてはなりません。

こういふ思いを語っておられます。今、こうした
苦しんでいる患者さんが十日に一人亡くなつて
いる、そういう実態でございます。

先ほど長官の言われた御意見というのは、まさ
に環境庁としてはずっとその見地を繰り返してき
たんですけれども、やはりそうではなくて、今政
治家として政治的な決着が迫られている、そうい
う時期ではないかというふうに思っています。その
点、広中長官の御意見を伺いたいと思っています。

そして、あわせて、北川長官のときには水
俣に調査に行っておられます。広中長官も機会が
あればぜひ現地に行っていたらいいというふう
に思っていますけれども、その点もあわせてお伺い
したいと思っています。

○広中事務大臣 私といたしましては、心情的に
は、和解というものが可能であるのならそのよう
なことが望ましいというふうに思っているところ
でございますけれども、原告の方々が、裁判によ
る争点でございますけれども、その点に關しまし
ては行政の立場からは、そのあり方の根幹にか
かわるものであるというところで、大変に、今すぐ
和解に結びたいという立場でないことは御案
内のとおりでございます。

「水俣病訴訟の争点が法に基づく行政のあり方の
根幹にかかわる問題であることから、いましばらく
慎重に考えたい。」という御発言でございまし
たので、私としては国の対応をも見守ってまいり
たいと思っております。

○岩佐委員 最高裁まで持ち込まれたら何年かか
るかわかりません。これでは多くの原告が被害救
済されることなく亡くなることになります。これ
ほど残酷なことはないと思ひます。「生きてい
るうちに救済を」の患者さんの必死な声を今受けと
めるべきだと思ひます。

環境庁に伺いますが、全国の地方自治体で水俣
病問題の早期解決を求める要請決議や、あるいは
和解のテーブルに着くように、そういう賛同署名
が広がっていると申すけれども、その状況を
把握しておられますか、教えていただきたい
と思ひます。

○森政府委員 地方自治体から、近時いろいろな
形で、水俣病の早期解決に關します要望書ある
いは地方議会の意見書あるいは陳情書というよう
な形で出ております。昨年、平成四年の九月か
ら今までの一年余り、直近は去る十月十九日新
潟県知事によるもので、合わせて三十一件
ございます。これらは総じて申し上げますと、水
俣病の早期解決に政府は努力をしてほしい、こ
ういふ御要請であり、その手法として和解を早期
にやれということをお願いするもの、こ
れが七件であるかと思ひます。

○岩佐委員 原告の救済なしにこの水俣病問題の
解決はないというところは、これはもう当然のこと
です。これだけの患者救済を求める世論がありま
す。とにかく早く解決してほしい。しかも、歴代
の環境庁長官、例えば昭和四十七年の大石武一長
官、それから昭和四十八年の三木武夫長官、昭和
五十二年の石原慎太郎長官、そして平成二年の北
川石松長官、こうした皆さん、行政の責任を率直
に認められ、早期解決のために努力をする、こ
ういふふうに公式に発言をされていまして、

平成三年九月の福岡高裁の和解所見では、これ
らを指摘して、国も和解協議に参加して各当事者
と話し合い、知恵を出し合つて、水俣病問題につ
いての解決責任を果たすべく努力する必要がある
と、こう述べているわけですね。

長官、今こういふ環境庁の決断のときだと思
うのです。いろいろ今までのことがあるかもしれ
ないけれども、もう今やらなければならぬ、そ
ういふことば詰まった段階にあるのではないで
しょうか。その点についてもう一度長官のお考
えを伺いたいと思ひます。

○広中事務大臣 繰り返すに申すからあえて
行政の立場については申し上げませんが、いま
ましばらくお時間をちょうだいしたいと思ひま
す。

○岩佐委員 先ほど長官からお話がありました細
川総理ですけれども、総選挙前に行われました被
害者・弁護団へのアンケートに、和解による早期
解決が望ましいと述べておられるのです。そし
て、九〇年九月の県知事として和解勧告を受け入
れた記者会見では、たとえ総理大臣から罷免され
ても、水俣病問題の解決をこれ以上おくらせるわ
けにはいかぬ、この決意を表明されていまして、
自民党離党の理由にこのことを挙げていました。
また長官も、昨年二月、女性議員有志の一人と
して政府に和解に應じるよう訴えておられまし
た。そして連立与党の各党の皆さんも、早期解決
を総選挙の公約として掲げておられました。

私は、選挙民に対して、あるいは公に、こうい
う御決意を表明されておられるわけですから、や
はり政治家として本心にこれまでの被害者や弁護
団の運動に賛同してきたという態度、一緒に頑
張りましょう、そういう態度を貫いてほしい、こ
れが私の率直な意見ですけれども、その点政治家
としていかがかということですが、どうでしょう
か。どうしても国の行政の根幹ということ、こ
れは環境庁の従来の立場なんですけれども、それ
を乗り越えて何とか政治家としてやってみよう、
そういうお気持ちがあるかどうかということでご
ざいます。

○岩佐委員 提案者の園田提案者にお伺いをさせ
ていただきたいと思います。

園田提案者も、被害者・弁護団へのアンケート
に、党派を超えて早急な解決に全力を注ぐことは
全く変わりありませんというふうに答えておられ
ます。その態度は今変わらぬのかどうか。そし
て、今その問題について本心に御尽力なされる、
そういうお気持ちがあるかどうかを伺いたいと思
ひます。

○園田議員 結論から言うと、気持ちは変わりあ
りません。

これは、チソの有機水銀が原因であるとい
うことが発見されてからも二十数年、公害病
に認定されてからも二十数年、しかも補償法がで
きて、こうやって水俣病の患者を認定して補償し
続けておるわけですが、今大臣が繰り返して言
っておられます公害行政の根幹にかかわるとい
いますか、これはやはり原則、いわゆる不幸にして公
害を出した場合にその責任は発生企業が負うべき
だ、この基本は今後も守らなければ、公害行政
も、あるいは日本の経済の仕組みも大きく考え
方を変えなければならぬという大問題でありまし
て、それだけはいかなるかがあろうとも守るべ
きだというふうに私は思っております。

したがって、当時の行政責任を追究されても事
は始まらないと私は思っております。私自身も
が、ただ、私がそれでもなお和解を勧めたいの
は、それほど長い年月を経てきて、そういう方々
がもう高齢になっておられる。しかも、日本はこ
れから国際貢献ということが非常に大きな課題に
なっておりますが、環境の分野で日本が国際的に
貢献をしていかなければならぬ、リーダーにな
っていかねばならぬ。そういうときに、三十数
年間も国内の社会的な問題のまま引きずっている
というところは、私は耐えられないことだ、お互
いに不幸なことだ。したがって、でき得れば和解で
早く解決すべきだと今も思っております。

ただ、これは私もや国が決断すればすぐでき

ることとは思えないのです。基本的にはやはり私が申し上げましたように、発生企業は責任を持つべきであり、そういう原告の方々と発生企業の間で和解が調えられれば済むことなんです。残念ながらこの発生企業には補償するという能力がございません。したがって、行政責任はないにもかかわらず、国としてやはり解決には責任を持たないとこれは解決できないのじゃなからうかというの、ずっと私が考えていることであります。

それから一方、それだけではなしに、原告の方々あるいは裁判所に来ておられない方々、いろいろな要求をしておられますが、その環境をお互いに、もう三十年たつておられますから、本当に詳しいところまで調べ上げて、この方が水俣病だ、この方は違いますというものはもう判定不可能なんです。したがって、和解するには和解するだけの環境を、国だけではなしにそういう方々の間でも環境をつくっていただくということが大変大事なことじゃなからうかというふうに思っております。

○岩佐委員 行政の根幹ということが先ほどからたびたび出てきていましたけれども、国の見解では、国は国民の活動にどこまで介入すべきか、国が責任を持つべき分野を過大に広く認めるならば過剰な規制を行わざるを得なくなるおそれがある、こう言っているわけですが、水俣病で問われている問題の根本というのは、公害発生源である窒素の垂れ流しをいかに規制するかということでした。それを、国は窒素の垂れ流しを規制してこなかった、そういうところに大きな問題があるのではないのでしょうか。

ことし三月の熊本地裁の判決では、「被告国には、食品衛生法、水質保全法、工場排水規制法上の規制権限を違法に行使しなかつたことによつて、水俣病被害を拡大させた責任がある。」と明

確に国の責任を述べています。国は何ら規制の策を打たず、原因を隠し、加害を擁護する行為を繰り返してきたからこういう被害を拡大させた、こういふふうには言えると思います。水俣病で問われている国の責任というのはまさにここにあると言え、私はそういうふうには思いませんけれども、環境庁のお考えを改めて伺います。

○森政府委員 若干お答えが長くなることをお許し賜りたいと思っておりますが、この水俣病訴訟というものはどういふ訴訟であるかということと、訴えに及ばれた方、すなわち原告であります。原告の方が、自分水俣病にかかっている原因が一つ、そして、そのかかっている原因というのは、企業に加えて、国、県が権限を行使しなかつたから水俣病が発生し拡大をしたのだ、法律的には、責任論としては不作為の違法、不作為が違法になるケースの場合を損害賠償請求という形で訴えておられるわけでございます。それは、ただいま先生お話しのとおり訴訟構造になっていると私は思います。これにつきましては大変難しい判断を要するわけでございます。現に地方裁判所レベルでは、熊本地裁では、こういう場合でも国には違法責任を問うべきであるという御判断をされておられます。一方、東京地方裁判所、新潟地方裁判所では、国、県にはそういう責任はなかつた、こういう判断をしておられるわけでございます。裁判の下級審ではございますが、その判断に大変な難しさがあるというところをうかがわせるケースでございます。

それで、国としましては関係省庁とも随分相談をいたしました。それで、一言で行政のあり方の根幹にかかわる、こういう表現をとっておりますが、今の不作為が違法である、こういうケースの場合に国が賠償責任をすべきだ、これを認めるかどうかということになります。国は何もしなかつたことが後から違法に問われるケースになるわけでございますから、国はあらかじめそういう

ことがないように余計な規制までせざるを得なくなるのではないかとこの段階でございまして、それを国が国民の活動にどの段階でどこまで介入すべきかという大変難しい問題があるというのが一点でございます。

それからもう一つは、究極的に国民に何らかの負担が生じたというときに、原因者がはっきりしないけれども、そういうときに国民全体の負担によってそれを救う、あるいは補てんをする、こういうケースに当たるわけでございますが、これもまた行政としては大変難しい問題であり、ゆるがせにできない、こういうことになりまして、これはやはり司法の明確な判決という形で御判断を得べきではないかというのが国の立場でございます。

○岩佐委員 私は別に、国民一般に対する過剰な規制をしなければいけないことを言っているわけではございません。判決の国の責任の中心も、そういう意味では国の責任をきちんとして明示している中身は常識的なものであるというふうに思っています。国に責任があるからこそ、国は現段階として国の責任の一端として、チャッソに対する金融支援措置を行ったり、不十分であるけれども医療費や療養手当を負担した総合対策事業を実施しているというふうに思います。先ほどお話がありましたように平成三年十一月の中央公害対策審議会の答申でも「結果として当時の環境保健行政等が国民の期待に十分にはたえられず、そのことが今日の水俣病問題が残されている一要因となっている」というふうに指摘をしております。「従来の対策に加えて、地域における健康管理事業及び四肢末端の感覚障害を有する者への医療事業を行うべき」ということでこの答申が出されているわけです。

先ほど園田提案者の言われたことですけれども、国は企業活動による公害発生に対して厳しく規制する義務を負っていると思っております。企業が公害を引き起こし、国がこれを防止する必要な規制を怠り、そして多くの被害を出した場合には、加

害企業が賠償するのは当然です。しかし企業が能力がなかった場合には、国が被害者救済をするのは当然です。だからこそチャッソへのさまざまな金融支援だとか総合対策事業が行われているんだというふうに思っています。

私たちはこういう経緯だというふうに思っていますけれども、先ほどから議論の中で申し上げましたように、今本当にこれを放置することは、みんな見解一致しているのです。これ以上放置はできないということですので、連立政権にかわつた、そういう皆さんの現地の期待もあるわけですね。細川総理が、環境庁長官がどういふ和解による決断をされるのか、これを注視されておりますので、ぜひこの点について全力で頑張りたいでございます。そのことを最後に長官に申し上げまして、もし御答弁がなければそれで、私の意見を申し上げまして終わりたいと思っております。――終

○奥田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○奥田委員長 この際、本案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。広中環境庁長官。

○広中環境庁長官 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する内閣の意見を申し上げます。水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案については、政府といたしましては異存はございません。

○奥田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありませんので、これを許します。岩佐委員君。

○岩佐委員 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する反対討論。

私は、日本共産党を代表して、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法

律案に対し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本法が患者救済に役立っていないこと。本法施行後、現在までの約十四年の実績は、認定申請三百三十三件、処分件数は百四十件、うち認定はたつたの三十三件、棄却百七件、未処分百七十三件というありさまです。三年前の前回改正後の伸びは、申請で百三十五件、処分件で十四件、うち認定ゼロ、棄却十四件、その反面、未処分件数は三年前は五十九件であったにもかかわらず、現在は百八十八件とこの三年間に五十九件も放置されたままになっています。

一方で、現在一高裁、六地裁に二千三百名を超える患者が訴訟を提起し、救済を求めて争っており、本法は水俣病の認定業務を促進するための法律でありながら、何ら認定業務の促進になってはいないし、患者救済は依然進んでいません。

第二は、これは、本法が水俣病認定申請者の長期大量滞留及びチソンの経営危機という事態を患者切り捨ての方向で打開するために、一九七八年、それまでの認定基準を大幅に改悪した事務次官通知とセットで出されてきたものと言えるからにはかなりません。

現行の判断条件を改めることなく本法を改正延長しても、患者救済に役立たないばかりでなく、むしろ患者切り捨て促進につながるものとなることは当然の帰結と言わなければなりません。

第三は、認定業務は自治体の事務という公費健康被害補償制度の大原則を崩したものであるということです。公害病の認定は、最も住民に近い立場にある自治体が行うべきであり、国での認定審査は、患者と審査業務を切り離し、その意味においても患者切り捨てにつながるものと言わざるを得ません。

第四は、今回で六度目の延長措置は、国や県の怠慢による認定業務のおくれを不作為の違法とした判決など一連の裁判対策、県や患者に対して、国も努力しているという体裁を繕うためのものではないということ。水俣病は公式発見されてから既に三十七年が経過し、被害者も高齢化しており、提訴以来既に二百二十人余りの原告患者が死亡しています。「生きていくうちに救済を」というのが被害者の切実な願いです。細川総理や広中環境庁長官も就任前は和解による早期解決に賛意を表し、熊本県が和解による解決の決断を下した当時の県知事は細川総理でした。

したがって、今この時期に、このような真の患者救済には実効性が乏しい臨時措置法を延長するよりも、細川連立内閣が今臨時国会中にも、国が和解に踏み切る政治的な決断と被害者の早期全面救済を図るための行動をとることを強く要請し、本法案に対する反対討論とします。

○奥田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○奥田委員長 これより採決に入ります。園田博之君外七名提出、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

環境基本法案
環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○広中国務大臣 ただいま議題となりました環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

今日の環境問題は、地球環境という空間的広がりと、将来の世代にわたる影響という時間的な広がりとを伴った問題となっております。環境問題は、質の高い実のある国づくりを目指す我が国にとって重要な政策課題であるばかりでなく、人類の生存基盤としての有限な環境を守り、次の世代へと引き継いでいくという、人類共通の課題でもあります。

我が国では、かつて経済の高度成長期において、環境汚染や自然破壊が大きな社会問題となり、これに対処するため、昭和四十二年の公害対策基本法の制定とこれに引き続く昭和四十五年の公害関係十四法の制定または改正、昭和四十七年の自然環境保全法の制定等により、鋭意対策の推進を図ってまいりましたが、これらに基づく対策の推進及び国民や企業の努力によって、激甚な公害の克服やすぐれた自然環境の保全については、相当な成果を上げてまいりました。

しかし、その後の経済的発展の中で、物質的にはより豊かになったものの、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が定着するとともに、人口や社会経済活動の都市への集中が一層進んでおり、そのような中で、大都市における大気汚染や生活排水による水質汚濁等の都市・生活型公害等の改善は依然として進まず、また、廃棄物の量の増大等による環境への負荷が高まっており、さらに、身近な自然が減少を続けている一方、人と環境とのきずなを強める自然との触れ合いを大切に国民の欲求が高まりを見せております。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少など、地球規模で対応すべき地球環境問題が生じ、人類の生存の基盤であるかけがえのない地球環境が損なわれおそれが生じてきております。我が国は本年五月、気候変動枠組み条約及び生物多様性条約を締結したところであり、今後とも地球サミットの成果も踏まえ、地球環境保全に積極的に関与していく必要があります。

環境は生態系の微妙な均衡によって成り立っている有限なものであり、人類は、このような環境をその生存の基盤として将来の世代をも含めて共有しており、また、環境から多くの恩恵を受けるとともに、環境にさまざまな影響を及ぼしながら活動しています。このため、広く国民、ひいては人類が、環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代に健全で恵み豊かな環境を継承することができるよう、適切にその保全を図らなければなりません。

今やこの環境を保全していくためには、環境の保全上の支障が生じないように科学的知見を充実にして未然防止を図るとともに、国民一人一人が環境への負荷が人のさまざまな活動から生じていることを認識し、すべての者の公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に経済社会システムのあるり方や生活様式の見直しを行い、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが求められています。

また、地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際社会と密接な相互依存関係にあることにかんがみれば、我が国は、その経験、能力等を踏まえ、世界の国々と手を携えて、地球環境保全に積極的に取り組んでいかなければなりません。

環境基本法案は、こうした要請にこたえ、環境

の保全の基本的理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組みを国民的合意として新たに定立しようとするものであります。

環境基本法案はさきの第百二十六回国会に提案され、衆参両院における十分な審議を経てさまざま御意見を調整の上、修正されて全会一致で可決されたものであります。衆議院の解散により廃案となつたものであります。同法案の重要性にかんがみ、さきの第百二十六回国会における御審議を尊重し、その過程で追加されました二条項を取り込み、本国会に再び提案することとした次第であります。

次に、環境基本法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、環境の保全についての基本的理念として、環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等及び国際的協調による地球環境保全の積極的推進という三つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにし、また環境の日を設けることとしております。

第二に、環境の保全に関する施策に関し、まず施策の策定及び実施に係る指針を明示し、また、環境基本計画を定めて施策の大綱を国民の前に示すこととする。環境基準、公害防止計画、国等の施策における環境配慮、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置、環境の保全上の支障を防止するための経済的な助成または負担の措置、環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進、環境教育、民間の自発的な活動の促進、科学技術の振興、地球環境保全等に関する国際協力、費用負担及び財政措置、国及び地方公共団体の協力など、基本的な施策について規定しております。

第三に、国及び地方公共団体に環境審議会を設置すること等について規定しております。次に、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法等の十八法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

以上が、これら二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○奥田委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十六日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。午前十時五十二分散會

環境基本法案
環境基本法

目次
第一章 総則(第一条―第十三条)
第二章 環境の保全に関する基本的施策
第一節 施策の策定等に係る指針(第十四条)
第二節 環境基本計画(第十五条)
第三節 環境基準(第十六条)
第四節 特定地域における公害の防止(第十七条、第十八条)
第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等(第十九条―第三十一条)
第六節 地球環境保全等に関する国際協力等(第三十二条―第三十五条)
第七節 地方公共団体の施策(第三十六条)
第八節 費用負担及び財政措置等(第三十七条―第四十条)
第三章 環境審議会等
第一節 環境審議会(第四十一条―第四十四条)
第二節 公害対策會議(第四十五条―第四十

附則
六条
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、第十六条第一項を除き、以下同じ)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘探のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによつて成り立つており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によつて損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。
(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)
第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)
第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたつて確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国が占める地位に応じ、国際的協調の下に積極的推進されなければならない。
(国の責務)
第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによつて成り立つており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によつて損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。
(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)
第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)
第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたつて確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国が占める地位に応じ、国際的協調の下に積極的推進されなければならない。
(国の責務)
第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念のっとり、環境の保全に關し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に應じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に關し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に關する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第九条 国民は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第一類第十六号

環境委員會議録第二号 平成五年十月二十二日

に、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に關する施策に協力する責務を有する。

(環境の日)

第十条 事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に關する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。

2 環境の日は、六月五日とする。

3 国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、環境の保全に關する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に關して講じた施策に關する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(放射性物質による大気の汚染等の防止)

第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。

第二章 環境の保全に關する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第十四条 この章に定める環境の保全に關する施策の策定及び実施は、基本理念のっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に應じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第二節 環境基本計画

第十五条 政府は、環境の保全に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に關する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に關する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任すること

とができる。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に關するもの(以下「公害の防止に關する施策」という。)を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第四節 特定地域における公害の防止(公害防止計画の作成)

第十七条 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に關する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画(以下「公害防止計画」という。)の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に關する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に關する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。

3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示及び前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。(公害防止計画の達成の推進)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

(国の施策の策定等に当たつての配慮)

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たつては、環境の保全について配慮しなければならない。(環境影響評価の推進)

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制) 第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置

二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置

三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護す

ることが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るもので

あるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第二十三条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動物植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第二十四条 国は、事業者に対し、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるように技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう努めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える恵沢を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境

の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十一条 国は、公害に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第三十二条 国は、地球環境保全に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であつて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの(以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。)に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)

第三十三条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置)

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の実施等に当たつての配慮)

第三十五条 国は、国際協力の実施に当たつては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するよう努めなければならない。

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようになるため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七節 地方公共団体の施策

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

る。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

第八節 費用負担及び財政措置等

(原因者負担)

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事業主体」という。)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(受益者負担)

第三十八条 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体の協力)

第四十条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第三章 環境審議会等

第一節 環境審議会

(中央環境審議会)

第四十一条 環境庁に、中央環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

三 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることが出来る。

(中央環境審議会の組織等)

第四十二条 審議会は、委員八十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県環境審議会)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

2 都道府県環境審議会の組織及び運営に関し必

要な事項は、その都道府県の条例で定める。

(市町村環境審議会)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。

第二節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第四十五条 総理府に、特別の機関として、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害防止計画に関し、第十七条第四項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

(組織等)

第四十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 会議の庶務は、環境庁において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で

定める日から施行する。

理由

近年の我が国における環境問題に係る諸事情の変化、地球環境問題への対応の必要性の高まり等の環境問題の現況にかんがみ、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(公害対策基本法の廃止)

第一条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)は、廃止する。

(環境基準に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の公害対策基本法(以下「旧対策法」という。)第九条第一項の規定により定められている基準は、環境基本法(平成五年法律第三号)第十六条第一項の規定により定められた基準とみなす。

(公害防止計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧対策法第十九条第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定により示された指示は、環境基本法第十七条第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定により示された指示とみなす。

(この法律の施行前に旧対策法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画は、環境基本法第十七条第三項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画とみなす。)

3 環境基本法第十七条第一項に規定する基本方針

針であつて同法の施行後初めて同法第十五条第三項の規定による閣議の決定がされる前に策定されるものについては、同法第十七条第二項の規定は、適用しない。

(都道府県公害対策審議会及び市町村公害対策審議会に関する経過措置)

第四条 旧対策法第二十九条及び第三十条の規定は、環境基本法附則ただし書に規定する規定が施行されるまでの間は、なおその効力を有する。

(自然環境保全法の一部改正)

第五条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に關し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「自然環境の適切な保全を総合的に推進し」を「自然環境を保全すること」が特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし」に改める。

(国等の責務)

第二条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法(平成五年法律第三号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四条を削り、第五条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地域開発施策等における配慮)

第五条 国は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たつては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第十一条までを次のように改める。

第六條から第十一條まで 削除
第十三條第四項中「四十五人」を「四十人」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第三号)」に改める。

別表第三第一号九の三中「公害対策基本法」を「環境基本法」に「あてはめる」を「当てる」に改める。

別表第七第一号の表中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「公害対策基本法」を「環境基本法」に、「環境基本法」を「環境基本法」に、「環境基本法」を「環境基本法」に改める。

(自然公園法の一部改正)

第七條 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二条に規定する自然環境の保全」を「環境基本法(平成五年法律第三号)第三条から第五条までに定める環境の保全」に改める。

(下水道法の一部改正)

第八條 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第三号)第十六条第一項」に、「保全するうえで」を「保全する上で」に改める。

(環境事業団法の一部改正)

第九條 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九條 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九條 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九條 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九條 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九條 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九條 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改める。

(大気汚染防止法の一部改正)

第十条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六条第一項」に改める。

第五条の三第二項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正)

第十一条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改める。

第二十四条第一項第一号中「公害対策基本法第二条第二項」を「環境基本法第二条第三項」に改める。

第五十条中「公害対策基本法第二十一条第一項」を「環境基本法第三十一条第一項」に改める。
(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)

第十二条 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中第一条・第二条を「第一条―第二条の二」に改める。

第一条中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二十二条第二項の規定に基づき」を「公害防止事業に要する費用の事業者負担に關し」に改め、「公害防止事業に要する費用の事業者負担に關し」を削る。

第二条第一項中「公害対策基本法第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改め、同条第二項中「公害対策基本法」を「環境基本法」に改める。

本法第二十二條第一項の規定により」を削り、第一章中同條の次に次の一條を加える。

(事業者の負担)

第二条の二 事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部又は一部を負担するものとする。

第二十条第二号中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同条第三号中「市町村公害対策審議会」を「市町村環境審議会」に改める。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行際現に実施されている前条の規定による改正前の公害防止事業費事業者負担法(以下この条において「旧負担法」という。)第二条第二項に規定する公害防止事業は、前条の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業とみなす。

2 旧負担法第二条第二項に規定する公害防止事業であつてこの法律の施行前に旧負担法第六条第一項の費用負担計画が定められているもの並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び旧負担法第九条第一項の規定、同条第二項若しくは第三項(これらの規定を旧負担法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定又は旧負担法第十条第一項の規定による通知は、それぞれ、前条の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び同法第九条第一項の規定、同条第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定又は同法第十条第一項の規定による通知とみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二十九条の規定による都道府県公害対策審議会」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第四十三条の規定による置かれる都道府県環境審議会」に改める。

第十五条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六条第一項」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同条第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二十九条第二項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第四十三条第二項」に改め、同条第三項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改める。

(農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の一部改正)

第十六条 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五項第五項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改め、同条第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第十七条第三項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第十八条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第十九条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十六条第二項及び第三十一条第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第三十九条第二項及び第六十三条第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

第二十一条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六条第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)
第二十二條 総理府設置法(昭和二十四年法律百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)
第二十三條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第五号中「公害対策基本法(昭和四十二年法律百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改め、同条第六号中「公害対策基本法第九条第一項」を「環境基本法第十六条第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七一号の表の改正規定、第十条中大气污染防治法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。

理 由

環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃

止するほか、自然環境保全法その他の関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。